

補償されない主な内容（免責事項）

①事故時に警察への届出および営業所への連絡など所定の手続が無かった場合

②事故が相手方の責任によるもの

③貸渡約款に違反している場合

- ・貸渡契約の際、お申し出いただいた方以外の方が運転して起こした事故
- ・無断延長中の事故
- ・無免許運転、飲酒運転、薬物使用中の運転による事故
- ・無断で示談した場合など

④保険約款の免責事項に該当する場合

- ・お客様の所有、使用、管理する財物に与えた損害
- ・タイヤの損傷（パンク、バースト、亀裂等）及びホイール破損時のタイヤ代
ホイール代、修理交換費、車両移送費
- ・ホイールキャップの破損・紛失
- ・鍵の破損・紛失
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・その他故意によって生じた損害など

⑤使用管理上の落ち度があった場合

- ・無謀運転（故意による事故など）
- ・付属品の破損・紛失
- ・通常の清掃・整備で落ちない汚損・臭いがあった場合（車両内での喫煙を含む）
- ・給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害
- ・鍵をつけたまま又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合
- ・タイヤチェーン・キャリアなどの取り付け・装着不備による損害
- ・河川敷や林間など車両が損傷すると思われる場所での走行による損害など